

市・県民税の申告と所得税の確定申告

問い合わせ／市・県民税に関すること＝市民税課（内線2254～2257）

所得税に関すること＝上尾税務署（☎048-770-1800・自動音声案内）

毎年、事業所得者（営業等、農業）や不動産所得者の売り上げ・仕入れ、必要経費等を記帳する収支内訳書の自書作成と、医療費控除を受けるための医療費の明細書等の事前作成をお願いしています。申告会場でのご作成は、会場でお待ちになる方へのサービスの低下になりますので、ご遠慮ください。なお、医療費控除及びセルフメディケーション税制の明細書は、国税庁又は市ホームページからダウンロードしてください。申告会場の日程は、広報かがやき1月号に掲載予定です。

市の会場では、市・県民税の申告及び給与や公的年金等収入など、総合課税の確定申告のみの受付となります。また、e-Tax申告受付も行っていないのでご了承ください。

■平成30年分確定申告書等の配布

確定申告書等を、市民税課、吹上支所市民グループ、川里支所地域グループ、市民サービスコーナー、市民センターで1月中旬より配布します。部数に限りがありますのでご了承ください。なお、国税庁ホームページからも各種様式をダウンロードできます。

税制上の 主な改正

平成31年度(平成30年分)市・県民税申告から適用 配偶者控除・配偶者特別控除

拡大

細分化

| 納税者本人の合計所得金額 | 配偶者の合計所得金額 | 38万円以下 | | 38万円超 90万円以下 | 90万円超 95万円以下 | 95万円超 100万円以下 | 100万円超 105万円以下 | 105万円超 110万円以下 | 110万円超 115万円以下 | 115万円超 120万円以下 | 120万円超 123万円以下 |
|---------------------|------------|--------------------------|------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 老人控除 対象配偶者 (70歳以上) | | 配偶者特別控除額 | | | | | | | |
| 900万円以下 | | 33万円 | 38万円 | 33万円 | 31万円 | 26万円 | 21万円 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | 3万円 |
| 900万円超 950万円以下 | | 22万円 | 26万円 | 22万円 | 21万円 | 18万円 | 14万円 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | 2万円 |
| 950万円超 1,000万円以下 | | 11万円 | 13万円 | 11万円 | 11万円 | 9万円 | 7万円 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | 1万円 |

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用を受けることができません

■配偶者控除＝納税者に所得が38万円以下の控除対象配偶者がいる場合に、一定の所得控除が受けられること

■配偶者特別控除＝配偶者の所得が38万円を超え、配偶者控除の適用外となった場合でも配偶者の所得に応じて一定の所得控除が受けられること

配偶者の扶養に入っている方などにどのような影響があるか解説します

例：会社員Aさん(合計所得金額600万円)と配偶者でパート勤めのB子さんのケース

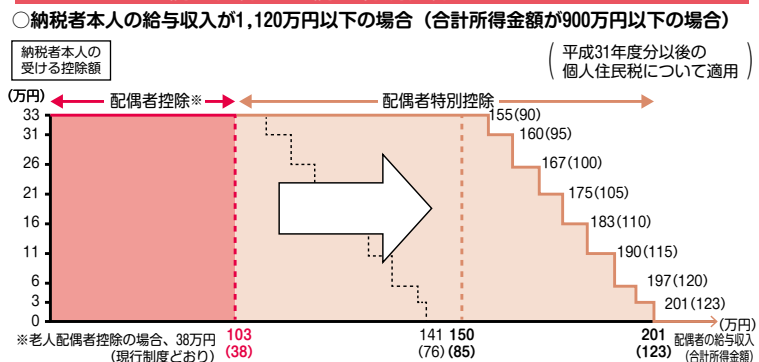
Aさんの場合、B子さんの給与収入103万円(給与所得38万円)以下で配偶者控除33万円の適用、B子さんの給与収入が155万円(給与所得90万円)以下までは配偶者特別控除33万円、155万円超～201万円(給与所得123万円)以下は段階的な配偶者特別控除の適用となります。

昨年までB子さんは給与収入103万円を超えないように働き、Aさんは配偶者控除33万円の適用を受けていましたが、今年からはB子さんが給与収入155万円まで働いても、Aさんは配偶者特別控除額33万円適用となり、昨年同様の控除額の適用となります。ただし、勤務先の扶養手当や健康保険組合の扶養条件とは異なりますので、ご注意ください。

※配偶者本人の市・県民税算出方法に変更はありません

※所得税の控除額については、国税庁のホームページをご覧ください

配偶者控除・配偶者特別控除改正のイメージ



上尾税務署からの確定申告のお知らせ

《確定申告などに関するお問い合わせ》

上尾税務署 ☎048-770-1800(自動音声案内)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。

期間／2月18日(月)～3月15日(金)

9時～16時(受付＝8時30分～) ※土・日曜日、祝日を除く
※相談内容が複雑な場合は、15時頃までにお越しください。

相談が17時を過ぎると、再度お越しいただく場合があります
会場／上尾税務署(上尾市西門前577)

税務署窓口でのご相談は、
原則として「事前予約」です。

事前予約は、自動音声案内「2」を選択

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で簡単に確定申告ができます

■e-Tax(国税電子申告)

自宅やオフィス等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。また、源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することで、提出を省略できます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。

「タックスアンサー」も ご利用ください。

インターネット上の税務相談コーナーです。国税庁ホームページよりご覧ください。



▲国税庁ホームページ

■1月から、「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけでe-Taxで確定申告ができるようになります。マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでなくても、パソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告することができます。

IDとパスワードは税務署において5分程度で取得できます。年明けは混み合うため、年内にお越しください。

■給与所得者(年末調整済み)で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方は、1月から「スマホ専用画面」で簡単・便利に確定申告ができます。

申告に使用する社会保険料控除用の納付額確認書を交付

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の普通徴収分(年金天引き以外の納付分)のうち、口座振替で納付した方を対象に、保険税(料)の納付額確認書を1月下旬までに郵送します。

納付書で納付した場合などで納付額確認書が必要な方は、国保年金課、長寿いきがい課又は両支所福祉グループに申請してください。※個人情報保護のため、電話での納付額の確認はできません

持ち物／来庁者の本人確認書類(運転免許証等)・委任状(本人又は同一世帯親族以外が申請する場合)

問い合わせ／国民健康保険税・後期高齢者医療保険料＝国保年金課(内線2653・2663)

介護保険料＝長寿いきがい課(内線2675)

償却資産の申告について

賦課期日(1月1日)現在、市内に事業用資産を所有している方、又は事業を行わなくても他の事業者(市内に事業所があるもの)に事業用として貸与している方は、償却資産の申告が必要です。申告が必要な方や平成30年中に法人市民税の「法人設立(設置)届」を提出した方などには、12月上旬に申告書類を郵送しています(課税標準額が150万円に満たない場合には、申告書の発送をしません)。詳細は市ホームページをご覧ください。

※個人所有の資産も該当します。賃貸業に使用するアパートの設備や売電事業の太陽光発電設備なども対象となります

申告期限 1月31日(木)

問い合わせ／資産税課家屋担当(内線2263～2265)

